

施本第1390号(CFA)

平成19年 8 月30日

末尾記載 殿

防衛施設庁長官

農業等就労障害に係る補償についての一部改正について（通達）

参照：昭.53.2.13.付施本第324号(CFN)

「農業等就労障害に係る補償について（通達）」

標記について、下記のとおり定め、平成19年9月1日から施行することとしたので通達する。

記

記の3中「本庁協議」を「協議」に、「あつて」を「あって」に、「本庁施設部長」を「地方協力局長」に改める。

以 上

本信あて先：各防衛施設局長

名古屋防衛施設支局長